

執筆者:

E-mail✉ [木目田 裕](#)

E-mail✉ [宮本 聡](#)

E-mail✉ [西田 朝輝](#)

E-mail✉ [松本 佳子](#)

E-mail✉ [梅澤 周平](#)

危機管理又はコンプライアンスの観点から、重要と思われるトピックを以下のとおり取りまとめましたので、ご参照ください。
なお、個別の案件につきましては、当事務所が関与しているものもありますため、一切掲載を控えさせていただいております。

【2023年2月24日】

特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律案、閣議決定

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/zaitaku/index_00002.html

2023年2月24日、「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律案」が閣議決定されました。本法律案は、個人(いわゆるフリーランス)が事業者として受託した業務に安定的に従事することができる環境を整備することを目的とするものです。本法律案の概要は、以下のとおりです。

➤ **特定受託事業者による取引の適正化**

- ✓ 業務委託事業者は、特定受託事業者(フリーランス)に対し、業務委託をした場合は、特定受託事業者の給付の内容、報酬の額、支払期日等を書面又は電磁的方法により明示しなければならない。
- ✓ 特定業務委託事業者は、特定受託事業者に帰責事由のない給付の受領拒否、報酬減額、返品等¹をしてはならない。

➤ **特定受託業務従事者の就業環境の整備**

- ✓ 特定業務委託事業者は、特定受託事業者が育児介護等と両立して業務委託に係る業務を行えるよう必要な配慮や、特定受託業務従事者に対するハラスメント行為に係る相談対応等必要な体制整備等を行わなければならない。

➤ **違反した場合等の対応**

- ✓ 厚生労働大臣等は、違反行為について助言、指導、報告徴収・立入検査、勧告、公表、命令をすることができる。命令違反及び検査拒否等については、50万円以下の罰金に処し、法人にも罰金を科す。

¹ そのほか、特定受託事業者の給付を受領した日から60日以内の報酬支払期日を設定し、報酬を支払わなければならないことや、通常相場に比べ著しく低い報酬の額を不当に定めること、正当な理由なく自己の指定する物の購入・役務の利用を強制することなどの禁止が定められています。

【2023年2月28日】

景品表示法改正案、閣議決定

<https://www.caa.go.jp/notice/entry/032333/>

2023年2月28日、景品表示法改正案が閣議決定されました。本改正案の概要は以下のとおりです。

➤ **事業者の自主的な取組の促進**

- ✓ 優良誤認表示等の疑いのある表示等をした事業者が是正措置計画を申請し、内閣総理大臣から認定を受けたときは、当該行為について、措置命令及び課徴金納付命令を受けないこととする(いわゆる確約手続の導入)。
- ✓ 特定の消費者へ一定の返金を行った場合に課徴金額から当該金額が減額される返金措置に関して、返金方法として金銭による返金に加えて第三者型前払式支払手段(いわゆる電子マネー等)を追加する。

➤ **厳正・円滑な法執行の実現に向けた各規定の整備の見直し**

- ✓ 課徴金の計算の基礎となるべき事実を把握することができない期間における売上額を、内閣総理大臣が合理的な方法で推計することができる。
- ✓ 違反行為から遡り10年以内に課徴金納付命令を受けたことがある事業者に対し、課徴金の額を1.5倍に加重する。
- ✓ 優良誤認表示・有利誤認表示に対し、100万円以下の罰金を科す。
- ✓ 措置命令等における送達制度の整備・拡充、外国執行当局に対する情報提供制度の導入をする。

➤ **その他適格消費者団体による開示要請規定の導入**

- ✓ 適格消費者団体が、一定の場合に、事業者に対し、当該事業者による表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の開示を要請することができ、事業者は当該要請に応ずる努力義務を負う。

【2023年3月1日】

公取委、「令和5年中小事業者等取引公正化推進アクションプラン」を公表

https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2023/mar/230301_r5actionplan.html

2023年3月1日、公正取引委員会は、「令和5年中小事業者等取引公正化推進アクションプラン」を公表しました。

本アクションプランは、エネルギーコスト上昇等の適正な価格転嫁の実現に向けて、取引の公正化の更なる推進を図ることを目的として策定されたものであり、独占禁止法及び下請法の執行強化(書面調査等の結果を踏まえた立入検査の実施等)、独占禁止法及び下請法の考え方の周知徹底(エネルギーコスト等の上昇分を取引価格に反映せず、取引価格を据え置くことは、下請法上の買いたたき又は独占禁止法上の優越的地位の濫用の要件に該当するおそれがあることの周知等)に関する方針等が記載されています。

【2023年3月2日】

金融審議会、公開買付制度・大量保有報告制度等の在り方について検討を開始

https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/soukai/siryou/2023_0302.html

金融審議会は、2023年3月2日、金融担当大臣の諮問を受け、公開買付制度・大量保有報告制度等の在り方について検討を開始しました。同日の金融審議会総会の資料には、以下の点が、検討に当たっての主な課題・指摘として挙げられています。

➤ **公開買付制度**

- ✓ 公開買付規制の適用範囲(市場内取引の取扱い、閾値等)の見直し

- ✓ 公開買付けの強圧性を解消・低減させるための方策
- ✓ 公開買付け規制の柔軟化

➤ **大量保有報告制度**

- ✓ 特例報告制度の適用要件の明確化
- ✓ 共同保有者の範囲の明確化
- ✓ 現金決済型エクイティ・デリバティブ取引の取扱いの明確化

➤ **実質株主の透明性を図るための方策**

【2023年3月3日】

刑事訴訟法改正案、閣議決定

法務大臣閣議後記者会見：https://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/hisho08_00392.html

改正案の内容：https://www.moj.go.jp/keiji1/keiji12_00197.html

2023年3月3日、刑事訴訟法改正案が閣議決定されました。本改正案では、以下のとおり、主として保釈制度について改正がなされています。

➤ **公判期日等への不出頭に対する罰則の新設**

- ✓ 保釈又は勾留の執行停止(以下「保釈等」といいます。)をされた被告人が、正当な理由なく公判期日に出頭しないときは、2年以下の拘禁刑に処される(改正法 278 条の 2)。
- ✓ 裁判所の許可を受けないで、その指定された期間を超えて制限住居を離れてはならない旨の条件を付されて保釈等された被告人が、制限住居を離れ、裁判所の許可を受けないで、正当な理由がなく、指定された期間を超えて制限住居に帰着しないときは、2年以下の拘禁刑に処される(改正法 95 条の 3 第 1 項)。
- ✓ 検察官は、保釈等の取消決定等により保釈等が効力を失った場合において、被告人に対して、指定する日時場所に出頭することを命ずることができる。出頭を命ぜられた被告人が、正当な理由なく、出頭しない場合には、2年以下の拘禁刑に処される(改正法 98 条の 2 等)。
- ✓ 勾留の執行停止をされた者、刑の執行のための呼出しを受けた者が、正当な理由なく、指定された日時場所に出頭しないときは、2年以下の拘禁刑に処される(改正法 95 条の 2、484 条の 2)。

➤ **保釈等をされた被告人に対する監督の強化**

- ✓ 裁判所は、被告人の逃亡を防止し、又は公判期日への出頭を確保するため必要があると認めるときは、保釈等の決定を受けた被告人に対し、生活上及び身分上の事項として裁判所の定めるものについて、報告を命ずることができる(報告命令制度)(改正法 95 条の 4 第 1 項)。裁判所は、報告を命ぜられた被告人が、正当な理由がなく報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、保釈等の取消及び保証金の没取ができる(改正法 96 条 1 項、同条 2 項)。
- ✓ 裁判所は、保釈等を許可する場合、必要と認めるときは、適当と認める者を、その同意を得て監督者として選任することができる(監督者制度)(改正法 98 条の 4 第 1 項)。監督者が選任される場合、監督保証金が定められ(同法 98 条の 5 第 1 項)、監督保証金が納付された後でなければ、保釈等が執行されない(同法 98 条の 6 第 1 項)。監督者は、被告人の逃亡を防止し、又は公判期日への出頭を確保するために必要な監督をする義務を負う上(同法 98 条の 4 第 3

項)、裁判所は、監督者に対して、出頭すべき日時及び場所に被告人とともに出頭することや、生活上及び身分上の事項として裁判所の定めるものの報告を命ずることができる(同条 4 項)。裁判所は、監督者が、正当な理由なく、これらの命令等に反するなどしたときは、監督者の解任、監督保証金の没取ができる(98 条の 8 第 1 項、同条 2 項)。

➤ **GPS 端末により保釈されている被告人の位置情報を取得する制度の創設**

- ✓ 裁判所は、保釈を許可する場合、被告人が国外に逃亡することを防止するため、その位置及び当該位置に係る時刻を把握する必要があると認めるときは、被告人に対し、GPS 端末をその身体に装着することを命ずることができる(改正法 98 条の 12 第 1 項)。
- ✓ 被告人が、正当な理由なく、所在禁止区域²内に所在したり、GPS 端末を自己の身体から取り外すなどした場合、保釈が取り消され(改正法 98 条の 18 第 1 項)、保釈金が没取される(同条第 2 項)。また、1 年以下の拘禁刑に処される(改正法 98 条の 24 第 1 項第 1 号)。

➤ **拘禁刑以上の刑に処する判決の宣告を受けた者等に対する出国制限制度の創設**

- ✓ 拘禁刑以上の刑に処する判決の宣告を受けた者は、裁判所の許可を得なければ本邦から出国してはならない(改正法 342 条の 2)。
- ✓ 裁判所は、本邦からの出国を許可する場合、原則として、帰国等保証金額を定めなければならない(改正法 342 条の 5 第 1 項)。
- ✓ 指定期間内に本邦に帰国せず又は上陸しないと疑うに足る相当な理由があるときや、出国許可に係る条件に違反した場合、出国許可が取り消され(改正法 342 条の 7 第 2 項)、帰国等保証金の全部又は一部が没取される(同条 3 項)。

また、上記のほか、逮捕状、勾留状等における、強制わいせつ罪等の被害者等の個人特定事項の秘匿措置(改正法 201 条の 2 第 1 項、207 条の 2 第 1 項等)等の改正がなされています。

【2023 年 3 月 8 日】

総務省等、「サイバー攻撃被害に係る情報の共有・公表ガイドンス」を公表

https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01cyber01_02000001_00160.html

総務省及び内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター(NISC)等は、2023 年 3 月 8 日、サイバーセキュリティ協議会運営委員会が作成した「サイバー攻撃被害に係る情報の共有・公表ガイドンス」を公表しました。

本ガイドンスは、セキュリティ担当部門、法務・リスク管理部門等を想定読者として、サイバー攻撃被害の組織内での情報共有、対外的公表、警察への相談及び所管官庁に対する報告等について、セキュリティインシデント事案の特徴を踏まえつつ、実務上のポイントをまとめたものです。

【2023 年 3 月 8 日】

誹謗中傷等の違法・有害情報への対策に関するワーキンググループ、「検討アジェンダ」等を公表

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=145210023&Mode=1>

総務省プラットフォームサービスに関する研究会の誹謗中傷等の違法・有害情報への対策に関するワーキンググループは、今後の同ワーキンググループの検討課題をまとめた「検討アジェンダ」及びそれに対するパブリックコメントの結果を公表しました。

本アジェンダによれば、プラットフォーム事業者に対して、自らのプラットフォーム上の情報流通の適正化を図る責務を課したり、

² 飛行場又は港湾施設の周辺の区域その他の GPS 端末装着命令を受けた者が本邦から出国する際に立ち入ることとなる区域であって、当該者が所在してはならない区域をいいます(改正法 98 条の 12 第 2 項)。

透明性・アカウンタビリティの確保を求めることが検討されるようです。

【2023年3月10日】

不正競争防止法改正案、閣議決定

<https://www.meti.go.jp/press/2022/03/20230310002/20230310002.html>

2023年3月10日、不正競争防止法改正案が閣議決定されました。本改正案は、国際的な事業展開に関する制度整備として、以下の改正を行うものです。

➤ **外国公務員贈賄に対する罰則の強化等**

- ✓ 外国公務員贈賄を行った者(法18条1項に違反した者)に対する刑罰が、5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金又はその併科から、10年以下の懲役若しくは3000万円以下の罰金又はその併科に引き上げられる(現行法21条2項7号、改正法21条4項4号)。
- ✓ 法人の代表者、代理人又は使用人その他の従業者が、その法人の業務に関し、外国公務員贈賄を行った場合、その法人に対する刑罰が、3億円以下の罰金から、10億円以下の罰金に引き上げられる(現行法22条1項3号、改正法22条1項1号)。
- ✓ 日本国内に主たる事務所を有する法人の代表者、代理人、使用者その他の従業者であって、その法人の業務に関し、日本国民以外の者が、日本国外において外国公務員贈賄を行った場合にも、改正法21条4項4号が適用され、10年以下の懲役若しくは3000万円以下の罰金又はその併科に処されることとなる(改正法21条11項)。

➤ **国際的な営業秘密事案における手続の明確化**

- ✓ 日本国内において事業を行う営業秘密を保有する事業者の秘密であって、日本国内において管理されているものに関する営業秘密の漏洩・開示等の不正競争(法2条1項4号、5号、7号及び8号)を行った者に対する訴えは、日本の裁判所に提起することができる(改正法19条の2)。

また、上記のほか、他人の商品形態を模倣した商品を電気通信回線を通じて提供する行為を、不正競争の類型に追加(改正法2条1項3号)、損害賠償訴訟における推定される損害額の範囲の拡大³(改正法5条1項)等の改正がなされています。

【2023年3月14日】

金融商品取引法等の一部を改正する法律案、閣議決定

<https://www.fsa.go.jp/common/diet/index.html>

2023年3月14日、金融商品取引法等の一部を改正する法律案(以下「本改正案」といいます。)が閣議決定されました。

本改正案は、デジタル化の進展等の環境変化に対応し、金融サービスの顧客等の利便の向上及び保護を図るため、「企業開示」、「顧客本位の業務運営・金融リテラシー」等に関する制度を整備するものです。主な改正内容は以下のとおりです。

➤ **企業開示**

- ✓ 金融商品取引法上の四半期報告書を廃止し、第1・第3四半期の開示については、取引所規則に基づく四半期決算

³ 現行法では、被侵害者がその侵害の行為がなければ販売することができた物の単位数量当たりの利益の額に、侵害者が譲渡又は提供した数量のうち、被侵害者の販売又は提供の能力に応じた数量を超えない部分を乗じて得た金額について、被侵害者が受けた損害の額とされていました(現行法5条1項)。しかし、本改正により、侵害者が譲渡又は提供した数量のうち、被侵害者の販売又は提供の能力に応じた数量を超える数量について、これらの数量に応じて侵害行為に対して被侵害者が受けるべき金銭の額に相当する額も損害の額として推定されることとなります(改正法5条1項2号)。

短信に一本化する

- ✓ 半期報告書、臨時報告書の公衆縦覧期間を5年間に延長⁴する

➤ **顧客本位の業務運営の確保・金融リテラシー**

- ✓ 最終的な受益者たる金融サービスの顧客や年金加入者の最善の利益を勘案しつつ、誠実かつ公正に業務を遂行すべきである旨の義務を、金融事業者や企業年金等関係者に対して幅広く規定する
- ✓ 金融商品取引業者等が、契約締結前に顧客の知識や経験等に応じて、契約内容の説明を行う義務を法定する
- ✓ 資産形成の支援に関する施策を総合的に推進するため、「基本方針」を策定するとともに、「金融経済教育推進機構」を創設する

➤ **その他のデジタル化の進展等に対応した顧客等の利便向上・保護に係る施策**

- ✓ ソーシャルレンディング等の運用を行うファンドを販売する第二種金融商品取引業者に対して、運用報告書の交付が担保されていないファンドの募集等を禁止する
- ✓ 虚偽の財務書類の開示を行った企業等に対する課徴金納付命令に係る審判手続をデジタル化する

【2023年3月15日】

ESG 訴訟が増加

2023年3月15日付け日本経済新聞朝刊

2023年3月15日付け日本経済新聞朝刊の報道によれば、ESG重視の機運を背景に、非政府組織や株主から企業へのESGに関連する訴訟が増加しており、世界における気候関連訴訟は、5年間で2.2倍にまで増加しているとのことです。同報道によれば、国内での訴訟件数は限定的ではあるものの、今後は、ESG訴訟対応費用等、コスト面を意識する必要があるとされています。

【2022年3月15日】

金融庁、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準」を改訂

<https://www.fsa.go.jp/news/r4/sonota/20221215.html>

2023年3月15日付け日本経済新聞朝刊

金融庁は、2022年12月15日、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準」の草案を公表しております。

本草案は、内部統制報告制度が導入されてから15年経ち、内部統制等に関する議論の進展等を踏まえ、内部統制の実効性向上を図るべく、企業会計審議会内部統制部会で検討が行われたものであり、訂正内部統制報告書において、具体的な訂正の経緯や理由等の開示を求めるために、関係法令の整備を行うことが適当であるなどと指摘しています。

2023年3月15日付け日本経済新聞朝刊によれば、この「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準」の改訂版は、2023年春に公表予定であり、関係する内閣府令も改正される見通しとのことです。

⁴ 現行の公衆縦覧期間は、半期報告書が3年間、臨時報告書が1年間です。

当事務所危機管理プラクティスグループは、経営責任追及が想定される重大な紛争・不祥事等の危機発生時の対応についてリーガルサービスを提供しています。具体的には、(1)関係当局による調査・捜査への対応、(2)適時開示を含めた証券取引所対応、(3)監督官庁等の官公庁対応、(4)マスコミ対応、に関する助言をするほか、国際的な案件では、外国法律事務所等との連携のもとに対応策を助言します。また、紛争・不祥事発生の原因となった事実関係の調査をするとともに、対応策の一環として再発防止策の策定等を行います。これらの業務を遂行するに当たっては関係当局での勤務経験を有する弁護士が関与することにより、実践的な対応を心がけています。危機予防的観点から、コンプライアンス・リスクマネジメント・内部統制に係る体制整備についての助言も行います。本ニュースレターは、クライアントの皆様のニーズに即応すべく、危機管理分野に関する最新の情報を発信することを目的として発行しているものです。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは[こちら](#)に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 [E-mail](#) 